

平成18年10月1日から 健康保険法等が改正され

患者さんの負担額が変わります

1. 70歳以上の高齢者の窓口負担割合が変わります。

現役並みの所得を有する

高齢者の窓口負担割合

2割 → 3割

【現役並み所得者となる基準】

課税所得 145万円以上(月収28万円以上) 及び
収入 高齢者複数世帯 520万円以上
高齢者単身世帯 383万円以上

※ 公的年金等控除等の見直しに伴う現役並み所得者の経過措置

公的年金等控除や老年者控除の見直しにより、現役並み所得者となる70歳以上の高齢者の方々については、平成18年8月から(*)最大2年間、月ごとの自己負担限度額は、現役並みよりも低い「一般」の額が適用されます。

【経過措置の対象となる方の一部負担金等】

窓口負担割合 3割 外来限度額 12,000円 自己負担限度額 44,400円

(*)健康保険・船員保険等においては平成18年9月から

2. 1ヶ月当たりの自己負担限度額が変わります。

一部負担金については、以下の額を超えた額が、申請により、保険者又は市町村から払い戻されます。

70歳未満の方

	1ヶ月当たりの自己負担限度額
上位所得者 (月収 56万円 以上) (*)	139,800円 +(医療費- 466,000円)X 1% < 77,700円 >
一般	72,300円 +(医療費- 241,000円)X 1% < 40,200円 >
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <24,600円>

(*)国民健康保険においては年間所得**670万円**超

改正後

	1ヶ月当たりの自己負担限度額
上位所得者(*) (月収 53万円 以上) (*)	150,000円 +(医療費- 500,000円)X 1% < 83,400円 >
一般	80,100円 +(医療費- 267,000円)X 1% < 44,400円 >
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <24,600円>

(*)国民健康保険においては年間所得**600万円**超

※人工透析を要する70歳未満の上位所得者については、1ヶ月当たりの自己負担限度額は**1万円**から**2万円**に変わります。

70歳以上の方

入院の場合、同一の医療機関での負担額が「1ヶ月当たりの自己負担限度額」に達したとき(在宅総合診療の場合は、「外来」の限度額に達したとき)は、その月は、その後の窓口でのお支払いは不要です。

	外来 (個人ごと)	1ヶ月当たりの自己負担限度額
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税)	II	24,600円
	I (年金収入80万円以下等)	8,000円

(*)健康保険・船員保険等においては、月収28万円以上

改正後

	外来 (個人ごと)	1ヶ月当たりの自己負担限度額
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	II	24,600円
	I (年金収入80万円以下等)	8,000円

(*)健康保険・船員保険等においては、月収28万円以上

(注) < >内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

詳しくは、御加入の医療保険の保険者(老人保健はお住まいの市町村)までお問い合わせください。

平成18年8月

厚生労働省・日本医師会